

目 次

I. 通関士養成講座受講の心得	1
〔1〕 受講にあたって	1
〔2〕 通信教育講座	3
〔3〕 質問指導	9
〔4〕 通信連絡	12
II. 通関士試験要領	15
【参考】 貿易取引における通関業者と通関士の役割	23
III. 通関士試験受験のポイント	25
〔1〕 試験科目と合格基準等	25
〔2〕 語句選択式・複数肢選択式・択一式	26
〔3〕 通関書類の作成要領等	31
〔4〕 通関士試験問題への取組み	32
〔5〕 過去5年の出題項目	36
IV. 学習前の入門知識	46
〔1〕 貿易取引の流れ	46
〔2〕 関税法	47
〔3〕 関税定率法	86
〔4〕 関税暫定措置法	100
〔5〕 外国為替及び外国貿易法	106
〔6〕 通関業法	112
V. 用語集	126
年間予定表	157

(注)本書の内容は、基本的に2021年10月1日現在施行の法令に基づいています。

I. 通関士養成講座受講の心得

◆◆◆ [1] 受講にあたって ◆◆◆

1. はじめに

本講座を受講する目的は、いうまでもなく**通関士試験に合格すること**です。

皆さんは、今日から日本関税協会の通関士養成講座の受講生となります。本書は、「通信教育講座」を受講する方を対象に配付する受講ガイドブックです。

受講上必要な事柄について述べておりますので、開講前に熟読してください。

2. 学習内容

通関士試験の試験科目は、次のようになっています。

《1》通関業法

《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法(同法第6章に係る部分に限る。)

《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務

この講座では、《1》及び《2》についてはそれぞれの法令を学習し、《3》についてはその法令の学習で得た知識を基に、実務に即した学習を行います。

(1) 法令の学習(《1》及び《2》の試験科目)

通関士試験の試験科目とされている次のような法令について、別途配付するテキストその他の配付資料を基に進めていただきます。

この法令には、法律のほかに、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示、通達を含みます。

《1》通関業法

この法律の目的は、通関業務の適正な運営を図ることであり、それによって関税の申告納付その他貨物の通関に関する手続の適正、かつ、迅速な実施を確保することとされており、通関業を営む者について、その業務の規制、通関士の設置等必要な事項を定めています。

《2》関税法等

① 関税法

この法律は、関税の確定、納付、徴収及び還付並びに貨物の輸出入についての税関手続を定めたもので、税法と通関手続法の性格をもっています。

② 関税定率法

この法律は、関税の税率、関税を課する場合の課税標準及び関税の減免等を定めたものです。

③ その他関税に関する法律

その他関税に関する法律には、具体的には次のようなものがあります。

a 関税暫定措置法

この法律は、国民経済の健全な発展のために必要な物品の関税率の調整について、暫定的特例を定めたものです。

II. 通関士試験要領

(第55回(令和3年)の例)

この試験は、通関士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として行われます。

受験を希望される方は、以下の説明をよく読んで間違いのないようにしてください。

I 通関士試験要領

1 受験資格

学歴、年齢、経歴、国籍等についての制限はありませんので、どなたでもこの試験を受けることができます。

2 試験の日時と試験科目

(1) 試験の日 令和3年10月3日(日)

(2) 試験科目及び時間

試験科目	時間
《1》通関業法	9:30～10:20
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法(同法第6章に係る部分に限る。)	11:00～12:40
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務	13:50～15:30

「その他関税に関する法律」とは、具体的には次のものをいいます。

- ① 関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)
- ② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第112号)
- ③ コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和46年法律第65号)
- ④ 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和48年法律第70号)
- ⑤ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和52年法律第54号)

これらの科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示及び通達とし、令和3年7月1日(木)現在で施行されているものとします。《1》及び《2》の科目においては、前記の法令、告示及び通達以外の条約等(TIR条約、経済連携協定等)は、出題範囲に含みません。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第79条の2の規定において定義する認定通関業者に係るものを含みます。

Ⅲ．通関士試験受験のポイント

合格への近道

◆◆◆ [1] 試験科目と合格基準等 ◆◆◆

1. 試験科目と出題形式

以下の試験科目、出題形式については、2021年10月実施のもの(例年7月に発表)

試験科目	出題形式 ^(注1) 、配点及び出題数			
	選択式	択一式	計算式	選択式・計算式
《1》通関業法	35点(10問)	10点(10問)		
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法(同法第6章に係る部分に限る。)	45点(15問)	15点(15問)		
《3》通関書類の作成要領その他の通関手続の実務				
通関書類の作成要領 ^(注2)				20点(2問)
その他の通関手続の実務	10点(5問)	5点(5問)	10点(5問)	

(注1) 出題形式

1. 選択式

(1) 語句選択式

文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式のもの。

語句選択式の出題数及びその配点は次のとおりです。

① 通関業法…………… 5問 25点(空欄5個×1点×5問)

② 関税法等…………… 5問 25点(空欄5個×1点×5問)

(注)1問題の配点は、「5点」です。各問題には5個の空欄が設けられており、1語正解ごとに1得点となります。

(2) 複数肢選択式

5肢の中からその記述の「正しいもの」又は「誤っているもの」等を複数選択する形式のもの。

複数肢選択式の出題数及びその配点は次のとおりです。

① 通関業法…………… 5問 10点

② 関税法等…………… 10問 20点

③ 通関書類の作成等…………… 5問 10点

(注)1問題5肢の中から、正解の選択肢をすべて選択した場合に限り2得点となります。

2. 択一式

5肢の中からその記述の「正しいもの」又は「誤っているもの」等を1つ選択することとするが、5肢の中に該当するものがない場合は、「0」をマークする形式のもの。

① 通関業法…………… 10問 10点

② 関税法等…………… 15問 15点

③ 通関書類の作成等…………… 5問 5点

3. 計算式

計算して得た税額又は課税価格をマークする形式のもの。

計算式の出題数及びその配点は次のとおりです。

○ 通関書類の作成等…………… 5問 10点

(注2) 通関書類の作成要領

輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を使用して行う輸出申告と輸入(納税)申告の問題です。

① 輸出申告…………… 1問 5点(統計品目番号)

② 輸入(納税)申告…………… 1問 15点(品目番号5点、申告価格10点)

(注3) 試験科目に関する補足事項

上記の表に掲げられている試験科目は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示、通達を含みます。

【参考】試験時間

通関業法…………… 50分(9:30～10:20)

関税法等…………… 1時間40分(11:00～12:40)

通関書類の作成等…………… 1時間40分(13:50～15:30)

(注4) 次回(第56回)通関士試験の出題範囲について

通関士試験の出題範囲は、例年、試験実施年の7月1日現在で施行されている法律等ですが、次回(第56回)通関士試験受験案内及び公告にて正式にお知らせがある予定です。

Ⅳ. 学習前の入門知識

このたび通関士養成講座を申し込まれた方は、初めて通関士試験に挑戦される方、再挑戦される方、何回か挑戦されている方などいろいろだと思います。

ここに記述されている内容は、通関士試験を受験するための学習をしようとする方に重要な知識、留意点、学習を効果的に進めるためのヒントなどを知っていただくためのものです。「木を見て森を見ず」ということわざがありますが、まず森を見ておく、ポイントを把握しておこうという狙いです。具体的にこれから使われるテキストのうち、関税法、関税定率法、関税暫定措置法、外国為替及び外国貿易法及び通関業法の中から特に重要なエキスの部分を中心にご案内しています。本格的な学習が始まると、この部分の説明は読んだことがあるなどと親近感が生まれ、効果的に学習が進められるでしょう。

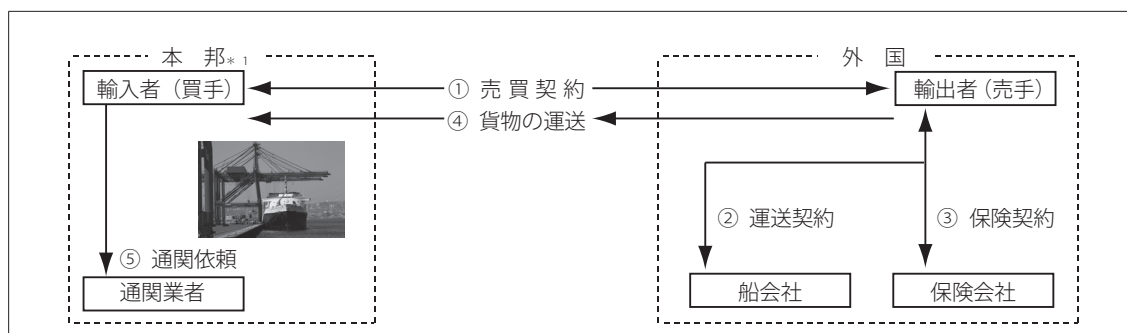
本格的な学習開始の前にこの入門知識を繰り返し読まれることをお勧めします。初めての方には学習すべき範囲の法令の概要がわかるでしょう。過去に受験の経験のある方には、文中、「覚えておこう!」「ここに注意」、「Q&A」の囲み欄が参考になるでしょう。

途中でわからない内容に出くわしても、深く追求せず次に進んでください。入門者には理解ができない内容もあると思いますが、後で再度読むと理解できるところも多くなります。

◆◆ [1] 貿易取引の流れ ◆◆

本題の通関手続に入る前に、貿易取引における貨物の流れについて、その概要をここで理解しておきましょう。

1. 輸入貨物の流れ(例：CIF条件)



まず、輸出者(売手)と輸入者(買手)が貿易をしようとする貨物について売買契約を結びます。CIF条件_{*2}の場合には、貿易をしようとする貨物について、保険料及び運送料込みの価格で契約されます。この場合、輸出者が船会社と運送契約、保険会社と保険契約を結びます。それらの費用は契約価格の中に含まれています。

貨物が本邦に到着すると、輸入者は通関業務を通関業者に依頼します。到着した貨物はまだ外国貨物ですから、原則として、保税地域に入れなければなりません。保税地域とは、外国貨物を関税未納のまま置くことができる場所のことです。

*1 本邦…関税関係法令では、日本のことを「本邦」と呼びます。通関士試験でもこの用語が使用されます。